



2 種	102,500円	78,700円
3 種	97,300円	74,700円

に改め、同表4級の部4種の項中「76,600

円」を「76,700円」に改める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第1219号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項及び和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成25年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 特約業者の氏名又は名称  
有限会社丸吉商事
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
和歌山県有田市糸我町中番293-1
- 3 特約業者の指定取消しの年月日  
平成25年9月19日

### 和歌山県告示第1220号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成25年9月18日指定した。

平成25年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	エキサイティングマックス! 10月号	02091-10	ぶんか社
月 刊 誌	エキサイティングマックス!スペシャル 10月号	02092-10	ぶんか社
月 刊 誌	実話ブラックザ・タブーSPECIAL VOL. 2	68511-29	ミリオン出版
月 刊 誌	Yha!Hip&Lip 10月号	08877-10	ワニマガジン社
月 刊 誌	アジアン王 10月号	08357-10	マイウェイ出版
雑 誌	金のEX 9月号	12855-9	大洋図書
雑 誌	週刊実話ザ・タブー	20327-10/12	日本ジャーナル
雑 誌	週刊大衆ヴィーナス	20437-9/22	双葉社
雑 誌	金のEX SPECIAL残暑特盛号	68511-19	大洋図書
雑 誌	EX流出大全「激」スペシャル	63411-89	晋遊舎
コミック	コミックアクア 10月号	13803-10	オークラ出版

コミック	恋愛ラブマックス 10月号	17744-10	秋田書店
コミック	マガジンBE×BOY 10月号	18355-10	リブレ出版
コミック	GUSHガッシュ 10月号	12467-10	海王社

## 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 和歌山県告示第1221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海南医 17-31	藤岡医院	海南市七山1377	平成 18. 11. 3

## 和歌山県告示第1222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
株式会社バジル	海南市南赤坂11 和歌山リサーチラボ412	福祉用具バジル	海南市南赤坂11 和歌山リサーチラボ412	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成 25. 9. 1

## 和歌山県告示第1223号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）イオンモール和歌山  
和歌山県和歌山市中580番地3 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎双一  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平  
（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 梅田和典
- 4 変更年月日  
平成25年3月1日
- 5 変更した理由  
大規模小売店舗において小売業を行う者であるイオンリテール株式会社の代表者の変更のため
- 6 届出年月日  
平成25年9月17日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成25年10月1日から平成26年2月1日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

#### 和歌山県告示第1224号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
新宮ショッピングセンター  
和歌山県新宮市橋本二丁目3971-1 外11
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本和典  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平  
（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本和典

- 4 変更年月日  
平成25年3月1日
- 5 変更した理由  
大規模小売店舗を設置する者であるイオンリテール株式会社の代表者及び大規模小売店舗において小売業を行う者であるイオンリテール株式会社の代表者の変更のため
- 6 届出年月日  
平成25年9月17日
- 7 届出の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）  
新宮市商工観光課（新宮市春日1番1号）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成25年10月1日から平成26年2月1日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1225号**

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 菖蒲谷池地区
- 2 確定年月日 平成23年4月20日
- 3 工事を完了した時期 平成25年8月13日

**和歌山県告示第1226号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づきみなべ町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ修正）
- 2 作業期間 平成25年7月23日から平成26年3月20日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡みなべ町

**和歌山県告示第1227号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3240	有田市野字南生殿572番の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田玉姫	平成 25.9.18	4.50	35.00

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第10号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程(昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1知事の部地方機関の款工業技術センターの項中

	所 長	副 所 長 部 長	部 長 課 長 特 別 研 究 員		を
--	-----	--------------	-------------------------	--	---

所 長		副 所 長 部 長	部 長 課 長 特 別 研 究 員		に改める。
-----	--	--------------	-------------------------	--	-------

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第20号

平成26年度和歌山県立中学校入学者募集要項を定めたので、その関係書類を和歌山県教育庁学校教育局学校指導課、各教育支援事務所及び各県立中学校に備え置いて縦覧に供する。

平成25年10月1日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫